

参考：住民投票について

1. 現在の直接請求、住民投票制度について(地方自治法)

種類	請求要件	手續効果	成立要件
条例の制定・改廃 (第74条)	選挙権者の総数の50分の1以上の連署	請求を受理した日から20日以内に議会に付議	過半数の議決
事務の監査請求 (第75条)		監査の実施	
議会の解散請求 (第76条・第78条)	選挙権者数の総数の3分の1以上の連署	住民投票を行い、過半数の同意があれば、議会は解散、議員・長は失職	過半数の同意
議員の解職請求 (第80条・第83条)			
長の解職請求 (第81条・第83条)		議会に付議し特別多数議決によって失職	3分の2以上の出席・その4分の3以上の同意
役員の解職請求 (第86条・第87条)			

※「市政の特に重要な事項」の賛否を問う住民投票については、法の規定はなし。

※住民投票を実施する方法として、その事案毎に「〇〇に関する住民投票条例」という形で、議会で条例を承認後、実施するケースが多い。

2. 住民投票に関する条文を盛り込むべきか。(他自治体の状況)

○市民基本条例等策定自治体数（平成22年3月末）	181自治体
○そのうち住民投票の項目を盛り込んでいる自治体	134自治体（74%）
非常設型	103自治体（57%）
常設型	31自治体（17%）

3. 住民投票を実施する場合の条例制定方法及び具体例

【住民投票を実施する場合の条例制定方法】

- 非常設型・・・住民の賛否を問おうとする事案ごとに、実施に必要な住民投票条例をその都度制定する。
- 常設型・・・投票資格、投票方法、成立要件など、住民投票の実施に必要な諸事項をあらかじめ住民投票条例として定めておき、請求要件などを満たせばいつでも実施できる

事例1：非常設型①

帯広市まちづくり基本条例

（住民投票）

- 第11条 市長は、市政の重要事項について、住民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができるものとし、その結果について尊重しなければならない。
 2 住民投票を行う場合はその事案ごとに、必要な事項を規定した条例を別に定めるものとする。
 3 市長及び市議会議員の選挙権を有する住民は、法令の定めるところにより、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる。

【この住民投票のポイント】

- ・市長が、重要事項の決定に際し、民意を反映するため、住民投票が実施できる旨を規定。
- ・住民投票を実施する場合は、事案毎に条例を制定する必要があり、実施までに期間を要する。
- ・市民から住民投票を請求する場合は、条例の制定・改廃請求が必要。

事例2：非常設型②

三鷹市自治基本条例

（住民投票）

第35条 市内に住所を有する年齢満18歳以上の者は、市の権限に属する市政の重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、条例案を添え、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

- 2 前項の条例案において、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。
- 3 市長は、第1項の請求を受理した日から20日以内に市議会を招集し、意見を付けてこれを市議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。
- 4 (省略)

【この住民投票のポイント】

- ・市民が50分の1の連署（18歳以上の市民）を持って、条例（案）を添えて、住民投票の実施を請求できるようにしている。
- ・議会で条例案の議決が必要。（受理後、20日以内に市議会を招集。）

事例3：常設型

豊中市まちづくり基本条例

（市民投票）

第30条 市内に住所を有する満18歳以上の者（外国人を含む。第3項において同じ。）は、将来にわたって市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項に關し、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、市長に対し市民投票の実施を請求することができる。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、市民投票を実施しなければならない。
- 3 市民投票の投票権を有する者は、市内に住所を有する満18歳以上の者とする。
- 4 市長及び市議会は、市民投票の結果を尊重しなければならない。
- 5 市民投票の実施に関する手続その他必要な事項は、別に条例で定める。

【この住民投票のポイント】

- ・別に「豊中市市民投票条例」が制定されており、請求要件を満たせば、住民投票の実施が可能となる。
- ・ただし、請求署名が6分の1以上と安易に住民投票の実施請求が出来ないようにしている。